

香芝市告示第174号

令和7年度香芝市定額減税調整給付金（不足額給付）支給事務実施要綱を次のように定める。

令和7年8月12日

香芝市長 三 橋 和 史

令和7年度香芝市定額減税調整給付金（不足額給付）支給事務実施要綱（趣旨）

第1条 この要綱は、デフレ完全脱却のための総合経済対策における物価高への支援として、新たな経済に向けた給付金・定額減税一体措置として実施する香芝市低所得者支援及び定額減税調整給付金（不足額給付）（以下「調整給付金（不足額給付）」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。（定義）

第2条 調整給付金（不足額給付）は、令和6年度香芝市低所得者支援及び定額減税補足給付金（調整給付）支給事務実施要綱（令和6年6月19日施行）による香芝市低所得者支援及び定額減税補足給付金（調整給付）（以下「調整給付金（当初給付）」という。）の支給額に不足が生じる者等に対し、香芝市（以下「市」という。）によって贈与される給付金をいう。（支給対象者）

第3条 調整給付金（不足額給付）の支給対象者は、次の各号のいずれかに該当する者であって、令和7年1月1日時点で市に住所を有するもの（市の住民基本台帳に記録されていないが、地方税法（昭和25年法律第226号）の規定に基づく令和7年度分道府県民税所得割又は市町村民税所得割（以下「個人住民税所得割」という。）が課される者等を含む。）とする。ただし、所得税法（昭和40年法律第33号）上の非居住者並びに令和6年分所得税に係る合計所得金額及び令和6年度分個人住民税所得割に係る合計所得金額が1,805万円を超える者を除く。

(1) イ及びロに掲げる額の合計額（1万円未満の端数が生じたときは、これを切り上げる。）がハに掲げる額を上回る所得税又は個人住民税所得割の納税義務者

イ 3万円に、その者の令和6年12月31日時点の同一生計配偶者又は扶養親族である者（いずれも国外に居住する者を除く。）の数に1を加えた数を乗じて得た額から、その者の令和6年分所得税額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の3の3第1項の規定がないものとした場合における令和6年分の所得税の額をいう。以下同じ。）

を差し引いた額

ロ 1 万円に、その者の令和 5 年 1 2 月 3 1 日時点の控除対象配偶者又は扶養親族である者（いずれも国外に居住する者を除く。）の数に 1 を加えた数を乗じて得た額から、その者の令和 6 年度分個人住民税所得割額（地方税法附則第 5 条の 8 第 4 項及び第 5 項の規定の適用を受ける前のものをいう。以下同じ。）を差し引いた額

ハ 調整給付金（当初給付）の額（調整給付金（当初給付）の支給を辞退等した者にあつては、調整給付金（当初給付）の支給を辞退等していなければ受給していた額をいい、調整給付金（当初給付）支給対象外の者にあつては、0 とする。）

(2) 令和 6 年分所得税額及び令和 6 年度分個人住民税所得割額が 0 であり、令和 6 年分所得税に係る合計所得金額及び令和 6 年度分個人住民税に係る合計所得金額が 4 8 万円を超える者

(3) 令和 6 年分所得税額及び令和 6 年度分個人住民税所得割額が 0 であり、地方税法第 3 2 条第 3 項及び第 3 1 3 条第 3 項の規定による青色事業専従者又は同法第 3 2 条第 4 項及び第 3 1 3 条第 4 項の規定による事業専従者である者

(4) 前 3 号の規定にかかわらず、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金制度要綱（令和 5 年 1 1 月 2 9 日付け府地創第 3 2 7 号）に規定する地域の実情によりやむを得ないと内閣府が認める場合に該当する者

2 前項第 1 号イに掲げる額は、給与支払報告書若しくは公的年金等支払報告書に記載する控除外額又は確定申告書、給与支払報告書、公的年金等支払報告書等から把握できる令和 7 年度分個人住民税課税情報から推計した令和 6 年分所得税額から算定した額とする。

3 第 1 項各号においては、修正申告等により同時に要件を満たすことのない給付を受けている者を除く。

4 第 1 項第 2 号及び第 3 号においては、次の各号に該当する者を除く。

(1) 令和 6 年分所得税額又は令和 6 年度分個人住民税所得割額が 0 でない者

(2) 調整給付金（当初給付）の給付対象者（控除対象配偶者又は扶養親族として加算される者を含む。）

(3) 令和 5 年度の住民税非課税世帯への給付（物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を財源として給付したものに限る。）若しくは均等割のみ課税世帯への給付又は令和 6 年度の新たに住民税非課税若しくは新たに均等割のみ課税となった世帯への給付の対象世帯の世帯主又は世帯員

（支給額）

第4条 前条第1項第1号に掲げる支給対象者に対して支給する調整給付金（不足額給付）の金額は、同号イ及びロに掲げる額の合計額（1万円未満の端数が生じたときは、これを切り上げる。）から同号ハに掲げる額を差し引いた金額とする。ただし、次の各号に掲げる場合は、当該各号に定める額を0とする。

- (1) 令和6年分所得税に係る合計所得金額が1,805万円を超える場合は、前条第1項第1号イに掲げる額
- (2) 令和6年度分個人住民税に係る合計所得金額が1,805万円を超える場合は、前条第1項第1号ロに掲げる額
- (3) 令和6年1月2日以降に日本国外から転入し令和7年1月1日において市に住所を有する者（市の住民基本台帳に記録されていないが、令和7年度分個人住民税所得割が課される者を含む。）の場合は、前条第1項第1号ロに掲げる額

2 前条第1項第2号及び第3号の規定による支給対象者に対して支給する調整給付金（不足額給付）の金額は、原則として4万円とする。ただし、令和6年1月2日以降に国外から転入し、令和7年1月1日時点で市に住所を有する者（同日において市の住民基本台帳に記録されていないが、令和7年度分個人住民税所得割が課される者等を含む。）については、3万円とする。

3 前条第1項第4号に掲げる支給対象者に対して支給する調整給付金（不足額給付）の金額は、原則として4万円から、所得税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第8号）による改正後の所得税法及び地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）による改正後の地方税法に基づく特別税額控除額、既に給付を受けた調整給付金（当初給付）の額並びに前条第1項第1号の規定により支給される調整給付金（不足額給付）の額（いずれも控除対象配偶者又は扶養親族として加算される者として受けた額を含む。）を差し引いた額（1万円未満の端数が生じたときは、これを切り上げる。）とする。

4 支給対象者の抽出及び調整給付金（不足額給付）の金額の算定等に係る事務処理を進める日（以下「事務処理基準日」という。）は、令和7年6月2日とする。

5 事務処理基準日以降に生じた前条第1項第1号イ及びロに掲げる額の修正等については、令和7年10月24日までに申出があり、修正が認められるものに限り、同項に定める調整給付金（不足額給付）の金額算定に使用する数値を修正する。

（受給権者）

第5条 調整給付金（不足額給付）の受給権者は、第3条の支給対象者とする。
（申請の方式）

第6条 調整給付金（不足額給付）の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、第1号又は第2号に掲げる方式のいずれかにより申請を行うものとする。ただし、第4条第5項の規定により修正を行う者、支給確認書（以下「確認書」という。）に記載の金額を修正することを申請する者又は支給対象者であって、確認書を受領していないものについては、第3号に掲げる方式により申請を行うものとする。

- (1) インターネット申請システムにより市長に電子申請を行う方式
 - (2) 市長が別に定める確認書を市長に提出することにより申請を行う方式
 - (3) 市長が別に定める申請書を市長に提出することにより申請を行う方式
- （支給の方式）

第7条 調整給付金（不足額給付）の支給は、申請者から指定された支給対象者本人名義の金融機関の口座に振り込む方式により行う。

- 2 市長は、前項の規定にかかわらず、第3条第1項第1号に掲げる支給要件を満たすことを確認できる者であって、調整給付金（当初給付）を支給したのに対し、市長が別に定める支給確認書（支給のお知らせ）（以下「支給のお知らせ」という。）により調整給付金（不足額給付）の支給額等を通知し、支給することができる。
- 3 支給対象者は、支給のお知らせを受領したときは、当該支給のお知らせに記載した期日までに受給の辞退又は口座の変更を申し出ることができる。
- 4 前項の期日までに申出がない場合は、第2項の支給に同意したものとみなす。
- 5 第1項の規定による支給方式では支給が困難な場合については、市長が別に定める。
- 6 現住所が確認書に記載する住所地と異なる者等から市長が別に定める届出書の提出があったときは、当該届出書に記載された送付先に確認書を送付するものとする。

（代理による確認書等の提出及び受給）

第8条 申請者に代わり、代理人として前条の規定による確認書等の提出及び調整給付金（不足額給付）の受給を行うことができる者は、次に掲げる者に限る。

- (1) 法定代理人（親権者、未成年後見人、成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人及び代理権付与の審判がなされた補助人をいう。）
- (2) 親族その他の平素から支給対象者本人の身の回りの世話をしている者等

で市長が特に認めるもの

2 代理人が確認書等の提出をするときは、委任欄に代理人氏名等を記載するとともに、委任状を提出する。この場合において、申請者本人及び代理人の公的身分証明書の写し等の提出又は提示を求めること等により、代理人が当該代理人本人であることを確認する。

3 第1項第1号及び第2号の者にあつては、市長が別に定める方法により、代理権を確認するものとする。

(申請受付期間)

第9条 調整給付金（不足額給付）の申請受付期間は、令和7年10月24日までとする。

(支給の決定)

第10条 市長は、第6条の規定による申請を受けたときは、速やかに内容を審査し、支給の可否を決定の上、支給を決定した者には調整給付金（不足額給付）を支給し、不支給を決定した者には不支給とする旨を通知する。

2 市長は、前項の規定による審査において疑義が生じた場合は、申請者に対し、必要な資料の提出又は説明を求めるものとする。

(調整給付金（不足額給付）の支給等に関する周知等)

第11条 市長は、調整給付金（不足額給付）の支給に当たり、支給対象者の要件、申請方法、申請受付期間等の概要について、ホームページ及び広報紙への掲載その他の方法により、住民への周知を行うものとする。

(申請が行われなかった場合等の取扱い)

第12条 市長は、前条の周知を行ったにもかかわらず、支給対象者から第9条に定める申請受付期間内に第6条の規定による申請がなかった場合は、支給対象者が調整給付金（不足額給付）の支給を受けることを辞退したものとみなす。

2 市長は、第6条の規定による申請を受理した後、申請内容の不備が判明し、確認等に努めたにもかかわらず申請内容の不備の補正が行われず、支給対象者の責めに帰すべき事由により支給の可否を決定できない場合は、当該申請は、取り下げられたものとみなす。

3 市長は、第10条第1項の規定により支給の決定を行った後、申請内容の不備による振込不能等があり、確認等に努めたにもかかわらず申請内容の補正が行われず、支給対象者の責めに帰すべき事由により支給できなかったときは、当該申請は、取り下げられたものとみなす。

(給付金の返還)

第13条 市長は、偽りその他不正の手段により調整給付金（不足額給付）の

支給を受けた者に対しては、支給を行った調整給付金（不足額給付）に係る支給の決定を取り消し、当該給付金の返還を求める。

（受給権の譲渡又は担保の禁止）

第14条 調整給付金（不足額給付）の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

（情報の提供）

第15条 市長は、他の行政機関等が法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で市の調整給付金（不足額給付）に係る情報を利用し、かつ、当該情報を利用することについて相当の理由があるときは、当該行政機関等に当該情報を提供することができる。

（その他）

第16条 この要綱に定めるもののほか、調整給付金（不足額給付）の支給に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年8月12日から施行する。